

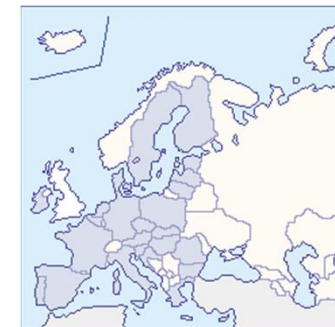


二国間航空協定に関する日・EU協定



背景

- 我が国とEU構成国との既存の二国間航空協定(13本)では、原則、協定の締約国の航空企業(注)のみが定期便を運航できる。(いわゆる「国籍条項」)
(注)締約国又はその国民の実質的な所有及び実効的な支配の下にある航空企業
- EUでは域内を単一の航空市場とみなし、「EU航空企業」が国境をまたいで活動している。2002年、欧州司法裁判所は、「国籍条項」がEU基本条約違反である旨判決。改正を要望。
- 我が国としても、参入航空企業の選択肢が拡大し、消費者の利便性向上が期待され、かつ日本の航空会社にとっても提携先の拡大の利益が期待されることから、2019年6月、本協定の交渉開始。2022年4月に実質合意。2023年2月にブリュッセルにおいて署名。2023年7月及び9月に双方が内部手続の完了について通告。2023年10月1日、効力発生。



主な内容

- 二国間航空協定の「国籍条項」に代えて適用する規定を定める。(第2条)
➡ 既存の二国間航空協定において、「EU航空企業」(注1)の定期便運航が可能となる(注2)。
(注1)いずれかのEU構成国若しくはEFTA構成国(アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー及びスイス)又はこれらの国の国民の過半数の所有及び実効的な支配の下にある航空企業
(注2)各二国間航空協定の下で定められた定期便の便数の上限は変わらない。

- 二国間航空協定
定期航空業務の安定的な運営を可能にするための法的枠組みについて定める協定。我が国はこれまで60の航空協定を69か国・地域との間で締結。
- 我が国が二国間航空協定を締結しているEU構成国(13か国)
イタリア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー及びポーランド

締結の意義

- 既存の二国間航空協定を日・EU航空関係の現状を踏まえた内容とすることで、EUとの航空関係の安定的な発展に向けた基盤を整備する。
➡ 新たな二国間航空協定の締結を促進。
(2022年4月の交渉妥結を受けて、クロアチア及びチェコとの交渉が再開。ルクセンブルクとの交渉を開始。これらの協定は、本協定の内容を踏まえている。)
- 日・EU間のより円滑な定期航空業務の実施を確保し、2021年に発効した日・EU航空安全協定とともに、航空分野における協力を一層強化する。